

地球市民交流センターにおけるプログラム実施等業務 質疑回答書ー 3

令和7年12月26日(金)

回答書1

番号	質疑文章	項目番号	質問事項	回答事項
19	その他の管理運営	—	中央空間の上部のバトンを広報宣伝に使用させてもらうことはできるか。	広報宣伝の実施可否につきましては、ご提案内容を精査の上で判断させていただきます。
20	その他の管理運営	—	ライブハウスとして利用する場合など、施設で食品衛生法及び酒税法の範囲内で飲食物やアルコールの提供は許されるか。	飲食の提供にあたっては、各事業者様にて必ず保健所への申請手続きを行ってください。なお、飲食物やアルコールの提供については、一定のルールを遵守いただいた上で、当協会の監督員との協議が必要となります。ただし、多目的室1及び多目的スタジオでの飲食等の提供は認められません。
21	その他の管理運営	—	ファニチャーや植栽の設置、壁の装飾など、契約期間終了後の利用の妨げにならない原状復帰できる範囲で常設の室内装飾を行うことは許されるのか。	地球市民交流センター内の施設は一般来園者も利用に供するため、契約期間中であってもファニチャーや植栽、壁面装飾等の設置は認められません。ただし、展示会等に使用する看板やイーゼル等については、展示期間内に限り設置いただけます。
22	その他の管理運営	—	本施設の利用を促進するため、講座、展示会、発表会等を開催するに当たり、体育館や茶室など他の施設を同時使用する場合、先行予約は認められるか。	地球市民交流センター内の施設についての先行予約は可能ですが、他の有料施設（体育館・茶室等）の優先利用に関しては別途、当協会の監督員と協議してください。